

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市沼上資源循環学習プラザ
 静岡市西ケ谷資源循環体験プラザ
- 2 指定管理者の名称 一般財団法人静岡市環境公社
- 3 指 定 期 間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

エ 市と緊密に連携し、政策と連動した事業を展開することが特に重要であることから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設

【該当理由】

静岡市資源循環啓発施設は、廃棄物の減量等に関する学習及び体験並びに廃棄物の減量等を端緒とした環境の保全に関する学習の場を市民に提供し、その意識の啓発を図ることなどにより、循環型社会の形成に寄与することを目的としている。

本市では、第3次静岡市総合計画の施策において「廃棄物のさらなる減量に向けた協働の推進」を目標に掲げ、資源循環啓発施設を活用し、各種事業を実施しているところである。

まず沼上資源循環学習プラザでは、市内の小学校が実施する清掃工場の社会科見学に併せたごみ減量啓発講座の実施や小中学校における総合学習の実施など本市の環境教育・学習を推進している。

次に西ケ谷資源循環体験プラザでは、ごみの減量と資源の有効活用が同時に体験できる講座やイベントを通じて、廃棄物の減量及び資源の有効活用に関する市民への理解を高める啓発事業を推進している。

このように、当該施設は、全世代を対象に各種啓発事業を実施しており、本市の環境教育・学習の中核を担っているところである。

また、本施設は、清掃工場や収集センター等、廃棄物関連施設と一体を成した施設

であり、廃棄物行政を円滑に実施するために、地域住民との連携を欠くことのできな
い施設でもある。

このことから、指定管理者には、次の全ての要件を満たすことが必要である。

- ①廃棄物を主とした環境分野に関する豊富かつ高度な専門知識を有すること。
- ②本市の環境施策に精通し、正しく理解し、本市と適時連携した啓発ができること。
- ③教育関連部門と連携し、幅広い環境学習ができること。
- ④地域住民との融和を図り、地域と一体となった事業展開ができること。

上記の全ての要件を満たすものは、次の理由により一般財団法人静岡市環境公社の
みである。

当該団体は、本市の施策と連携した廃棄物処理を主体的に実施するため、市が100%
出資し設立した外郭団体であり、本市と共に環境啓発事業を実施しており、次の要件
を備えた団体でもある。

- ①廃棄物をはじめとする関連事業で、市のパートナーとして長年培った経験と専門知
識を有する。
- ②本市施策に精通した市の退職者を配置しているほか、市職員を役員としており、随
時本市と連携した取り組みが図れる体制を整えている。
- ③教育や環境に係る高度な知見（農学博士）を持ち、各種教育機関（こども園、小中
学校、高校、大学等）にネットワークを有する職員など、事業効果の高い環境啓発
事業を担う人材を有している。
- ④当該団体が培ってきたノウハウ、ネットワークによって地域と一体となった事業を
展開し、地域の活性化を図っている。

以上の理由により、本市と一体となって事業を実施できる団体は、静岡市環境公社
のみであることから、静岡市環境公社を対象団体とし、募集を非公募とする。

イ 募 集 期 間 令和元年10月17日～令和元年11月19日

ウ 募集対象団体 一般財団法人静岡市環境公社

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書 類 審 査 令和元年12月4日

(イ) プレゼンテーション 令和元年12月4日

イ 審査委員会

委 員 朝比奈 浩 (収集業務課長)

〃 竹内 佐枝子 (環境大学修了生)

〃 丸山 雄治 (環境大学修了生)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称 一般財団法人静岡市環境公社

(イ) 点 数 90.3点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 57,743千円

イ 総 評 (選定の理由等)

環境・廃棄物分野に関する高度な経験・知識・啓発手法を有しているほか、3年間の運営実績から教育機関の信頼も受けており、今後の運営において、さらなる事業展開が期待できる点が評価された。また施設の運営目標でもある利用者満足度95%/年の達成に向けて、施設運営の各事項でPDCAサイクルによる改善体制を整備し、利用者目線での施設運営が期待できる点も評価された。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和2年3月19日

(6) 指 定 令和2年3月19日

(7) 公 告 令和2年3月24日